

## 別紙4（ルータパックサービスの規定）

### 第1条（本サービス規定の適用）

IP-VPN 又は Ether-VPN のうち、当社が別途指定する種類のもの（以下「NW サービス」といいます。）を基本サービスとする利用契約に付随して、オプションサービスとして、ルータパックサービスを提供いたします。ルータパックサービスのみの利用申し込みは出来ません。

2 基となる利用契約が終了した場合は、ルータパックサービスの提供も終了するものとします。

### 第2条（レンタル機器の提供）

ルータパックサービスは、当社の選定したネットワーク接続装置（以下、「レンタル機器」といいます。）を当社が契約者に貸し出し、NW サービスに接続する目的で契約者のネットワーク内に設置します。

### 第3条（レンタル機器の引き渡し）

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、レンタル機器を送付します。

2 レンタル機器の引き渡しは、契約者がレンタル機器を受領したことにより完了します。なお、レンタル機器の引き渡しは、通信サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

### 第4条（レンタル機器の保証）

当社は、前条に定める引き渡し時において、レンタル機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて、レンタル機器を修理又は交換します。

2 契約者がレンタル機器の引き渡しを受けた日から 7 日以内に乙に対して不具合の通知をしなかった場合は、レンタル機器は正常に機能するものとみなします。

### 第5条（レンタル機器の工事）

レンタル機器については、当社の責任により契約者宅内の設置、設定及び撤去等の工事を行います。ただし、当社が指定した工事又は契約者が請求し当社が書面その他当社が定める方法により承諾した場合は、次条に定めに従い、契約者が実施するものとします。

2 当社は、契約者から請求があったときは、レンタル機器の移転を行います。なお、移転にかかる費用は契約者の負担とします。

3 当社は、契約者から請求があったときは、レンタル機器の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、一時中断及び再開にかかる費用は契約者の負担とします。

4 当社は、利用契約の終了、本サービスの提供仕様の変更、設備の老朽化その他当社が必要と判断した場合には、契約者に通知することにより、レンタル機器の設定変更、撤去又は更改ができるものとし、契約者はこれらの工事に協力するものとします。

### 第6条（契約者によるレンタル機器の工事）

第5条（レンタル機器の工事）第1項ただし書きにより、契約者がレンタル機器の設置、設定及び撤去等の工事をする場合は、当社の定める技術基準、作業手順に従って、これを行うものとします。

2 前項により契約者がレンタル機器を撤去した場合は、契約者は、レンタル機器を通常の損耗を除き契約者の負担により原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に契約者の負担により送付することにより当社へ返還するものとします。

3 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、契約者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

4 当社は、第2項の定めにかかわらず、契約者に対して通知することにより、撤去したレンタル機器を無償で契約者に譲渡することができるものとします。なお、この場合、譲渡する機器は現状有姿となり、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

### 第7条（ルータパックサービスにおける機器の保守提供条件）

当社は、レンタル機器が正常であること及び提供機器の製造元より得た技術並びに権利の範囲内を条件として、レンタル機器の保守を提供することとします。

### 第8条（ルータパックサービスにおける機器の保守除外事項）

次に掲げる事項は、レンタル機器の保守対象外とします。

当社の承諾を得ずにレンタル機器の増設、移転、撤去、改造、修理、又は当社以外が担当した保守を行った後の保守。

- 2 契約者の責めに帰すべき事由により発生した故障の修理。
- 3 天災地変（落雷含む）、その他、当社又は契約者のいずれかの責めにも帰しがたい事由により発生した故障の修理。
- 4 ソフトウェアのアップグレード作業及びインストール作業。
- 5 当社以外が担当した増設、移転、撤去、改造、修理、保守、又は他の機器の取り付け、並びに当社の定めた規格の部品、構成品以外の使用に起因する故障の修理。
- 6 オーバーホール、又はこれに準ずる作業。
- 7 契約者が対象物件の使用場所環境を、製造元が指定する動作環境条件に設定、維持することを怠ったことにより生じた故障の修理。
- 8 対象機器のログ情報解析作業。
- 9 その他、当社が保守対象外と定めた事項。

#### **第9条（レンタル機器の保守）**

当社が利用契約等にレンタル機器に対する修理または交換等の保守（以下、「保守」といいます。）が付帯していることを明示した場合には、保守付きのレンタル機器が故障した場合、当該レンタル機器の保守を行います。なお、契約者の故意または過失による破損、故障および保守が付帯していないレンタル機器又は付属品が故障したときの保守は、契約者の負担となります。また、保守により提供される代替品は、原則再生品となります。

- 2 契約者は、前項に定めるレンタル機器の保守を依頼する場合は、当社の定める方法により通知するものとします。当社は、当該通知を受けたときは、レンタル機器の代替品を発送します。なお、契約者の負担による保守の場合、代替品の発送前に、負担額を契約者に通知します。
- 3 当社は、故障事由その他における虚偽申告の疑いがあるとき、利用契約に関わる債務の履行遅滞があるときは、それが解消されるまで保守の提供を停止することができるものとします。
- 4 当社は、レンタル機器の製造者が提供する保守の提供期間が終了したとき、契約者に対して通知することにより、当該レンタル機器に対する保守を終了することができるものとします。

#### **第10条（レンタル機器の滅失・棄損）**

契約者は、レンタル機器が滅失（紛失、盗難等を含む）したときは、直ちに当社に対しその旨を通知するとともにし、当社指定の紛失届を提出するものとします。なお、この場合、当社は、契約者に対して、当社が別途指定する当該レンタル機器の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

- 2 契約者が本規定に違反、その他第9条（レンタル機器の保守）に定める保守対象の範囲外となるレンタル機器の毀損をした場合には、当社は、その復旧または修理費用を請求できるものとし、復旧、修理が不可能である場合は当該レンタル機器の購入代価を請求できるものとします。

#### **第11条（レンタル機器の返却）**

契約者は、第6条（契約者によるレンタル機器の工事）によりレンタル機器を撤去したとき、第9条（レンタル機器の保守）第2項により代替品を受領したとき、または事由の如何を問わず利用契約が終了したときは、14日以内に対象機器を当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、そのときの返却の送料は契約者負担とします。

- 2 前項で定める期限までにレンタル機器が返却されない場合は、契約者がレンタル機器を紛失したものとみなし、第10条（レンタル機器の滅失・棄損）第1項を適用します。
- 3 返却されたレンタル機器に通常の損耗以外の毀損がある場合には、第10条（レンタル機器の滅失・棄損）第2項を適用します。
- 4 前3項に係わらず、当社はレンタル機器の返却前に契約者に通知することによりレンタル機器を契約者に譲渡することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。なお、この場合、譲渡する機器は現状有姿となり、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

#### **第12条（レンタル機器の管理等）**

契約者は、レンタル機器を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

- (1) レンタル機器を移動し、取りはずし、設定変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、利用基準に定められた内容に従い契約者の管理するコンピュータ、ネットワーク機器その他必要な設備（以下「契約者設備等」といいます。）の接続若しくは保守を行うとき又は当社が認めた場合はこの限りでありません。
  - (2) 当社が認めた場合を除き、レンタル機器を改造又は改変し又はレンタル機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
  - (3) レンタル機器の取扱説明書その他により製造元等により指定された使用目的、使用方法に従って利用すること
  - (4) レンタル機器に直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものとし、不適正な利用によりレンタル機器に支障を与えないこと
- 2 当社は、契約者がレンタル機器に対して、前項各号に定めることを行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

**第13条（責任分界点）**

当社の責任分界点は、契約者のネットワーク内に設置した当社のレンタル機器の入出力インターフェース装置のコネクタまでとします。（ただし、契約者名義の加入者回線については契約者責任とします。）

以上